

別表第 18 号 技術基準・適合認定審査に係る標準手数料(第55条関係)

(2) 技術基準・適合認定審査に係る標準手数料(非課税)

(2025 年 1 月 1 日)

端末機器の種類	手数料の額(円)	
	試験結果報告等書類(*1)の提出あり	
	単 独	複 合(*3)
1 固定電話端末(アナログ電話用設備等)又は移動電話用設備(3G)に接続される端末機器		
(1) 電話機	27,000	24,000
(2) 構内交換設備及びボタン電話装置		
① 収容回線数 1回線	23,000	21,000
② 収容回線数 2回線以上	27,000	25,000
(3) 変復調装置、ファクシミリその他の端末機器	27,000	25,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	25,000	22,000
3 固定電話端末(総合デジタル通信用設備等)に接続される端末機器	27,000	25,000
4 専用通信回線設備に接続される端末機器		
① インタフェースの種類 1(*4)	25,000	23,000
② インタフェースの種類 2以上	27,000	25,000
5 固定電話用設備に接続される端末機器(IP 端末)(*5)	29,000	27,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*6)	32,000	29,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

(*2) 試験の内容によっては、一部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みをいう。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(*5) 固定電話端末(IP 端末)の GP 認定に係る機器は、5 固定電話端末の料金とする。

(*6) IP移動電話端末の HP 認定に係る機器は、6 インターネットプロトコル移動電話端末の料金とする。